

低入札価格調査制度の導入について

R 3 . 6 . 1 改正

○低入札価格調査制度とは

設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合に、その入札価格によって適正な履行がなされるか否かの調査を行った上で落札者を決定する制度です。公共工事品質の確保や将来の公共建設工事の担い手の確保等を目的としています。

○イメージ（最低制限価格制度との比較）

	低入札価格調査制度	入札額	最低制限価格制度	
予定価格	①	高  低	⑤	予定価格
調査基準価格	②		⑥	最低制限価格
失格基準価格	③		⑦	
	④			

最低入札額が①又は⑤の場合	予定価格に達していないため不落
最低入札額が②又は⑥の場合	落札
最低入札額が③の場合	低入札価格調査を実施し、適正な履行が可能との調査結果であれば、落札者を決定
最低入札額が④又は⑦の場合	失格

○対象となる入札

1. 総合評価競争入札
2. その他必要があると認められる入札

○調査基準価格

下の表により算出された額の合計額が調査基準価格となります。ただし、予定価格の92/100が上限額、75/100が下限額となります。

経費種別	調査基準価格算出率
直接工事費	0.97
共通仮設費	0.90
現場管理費	0.90
一般管理費	0.55

○失格基準価格

下の表により算出された額の合計額が失格基準価格となります。これを下回る価格での入札は、低入札価格調査を行うことなく失格となります。

経費種別	失格基準価格算出率
直接工事費	0.75
共通仮設費	0.70
現場管理費	0.70
一般管理費	0.30

○その他

調査基準価格を下回る入札を行い、低入札価格調査を経て落札者となった者の契約保証金及び前金払は次のとおりです。

- ・ 契約保証金…契約金額の10分の3以上
- ・ 前 金 払…契約金額の10分の2以内

○低入札価格調査フロー図

